

仙台市街の町割形態

— 住居表示事業への関連 —

籠瀬良明

一、問題点

1、仙台市の旧市域の多くの部分を路線式、それもいちじるしい並列路線式の町割形態として規定することができず。北一番丁から北七番丁などは、その最たるものである。

路線式というのは、道路の両側に並ぶ屋敷列で一つの町を形づくるものである。したがって隣の町とは、道路でなく、屋敷と屋敷が背中合わせになって境しているものである。

このような並列路線式の町割形態の部分で、住居表示の変更事業を行なう場合に、どのような事態が起るであろうか。

2、仙台市の旧市域には、単に並列路線式であるのみでなく、縦横路線式の町割形態をとると規定し得る部分がある。北一番丁から北七番丁までの並列路線式の七列の帯状町は、通町・北鍛冶町・二日町・国分町の列並びに木町通の、南北方向の、二列の帯状町と直交しているのである(図1)。

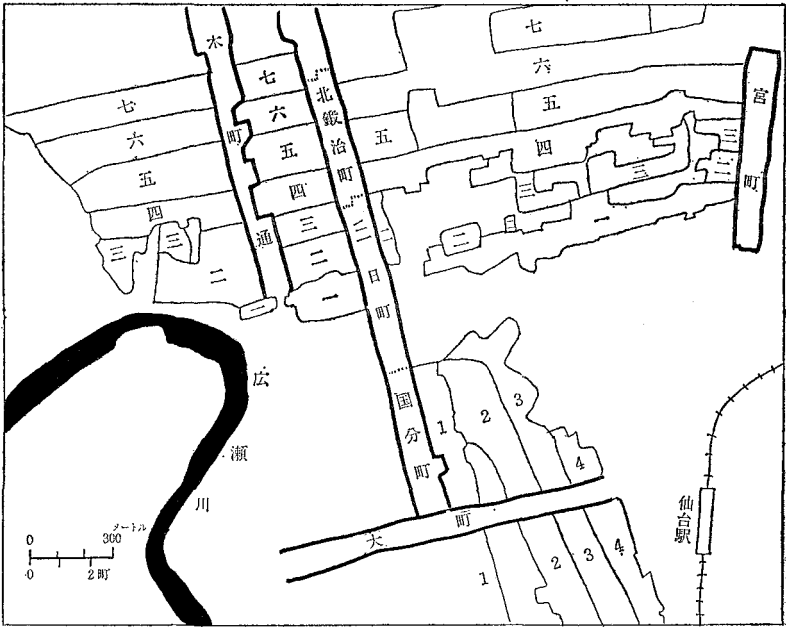


図1 交差路線式を示す仙台中央部の町界

太線内……町

細線内……丁

- 一 北一番丁
- 二 北二番丁
- 三 北三番丁
- 四 北四番丁

- 五 北五番丁
- 六 北六番丁
- 七 北七番丁

- 1 東一番丁
- 2 東二番丁
- 3 東三番丁
- 4 東四番丁

現行の市街図より籠瀬作製

その場合、交差する部分の屋敷は、縦横いずれの町に所属しているか。さらに、他方によって切断された路線式の町は、町としての統一性を持っているであろうか。

なお、筆者は縦横路線式の名辭の代りに、交差路線式あるいは直交路線式なる語を提唱し、これを使用したい。

3、現実の市民生活に、多大の影響力を持つと解される、独特の路線式町割形態は、いつ、かつ、どのようにして形成されたのであろうか。

註 路線式などの名辭は、目下住居表示の変更事業を進めている

自治省の命名に従ったものである。

「町割の方式は、大別すると路線式、街郭式及び結合式の三種に区別される。路線式形態は……街道筋に発達した宿場町又は昔の城下町……にこのような形態が多く見られる。路線式形態のもっとも典型的なものは並列路線式（で、）並列路線式のほか縦横路線式という若干並列路線式の縦横に変化した町割形態もある。」（自治省内市町村自治研究会編 新住居制度の解説 四四～五頁 昭三八）

「街郭式とは、数個の街画をもって町を構成するもので、町界は主として主要な街路をとるものをいう。結合式とは、主要な街路をはさんで両側に並列する数個の街画をもって町を構成するものをいう。」（町名地番制度の改善に関する答申 昭和三十六年十一月二十七日 内閣総理大臣池田勇人宛 町名地番制度審議会会長松方三郎）

二、町割形態の起源に関する古地図

筆者は仙台の中心部の町割形態を交差路線式（縦横路線式）と規定したが、このような形態は、旧藩時代に伊達氏の城下町として形成されたものである。

仙台の古い町割形態については、仙台市史（仙台市史編纂委員会 昭和二十五年～三十年）と阿刀田令造著 仙台城下絵図の研究（斎藤報恩会博物館図書部研究報告 第四 昭和十一年八月）に極めて適切な古地図が収録されているので参考になる。とくに阿刀田論文には、豊半分大の大版地図が十数葉も添付されていて有難い。ただしこの刊本は、東京では国会図書館のほかには少ないようで、閲覧は意外に困難である。そのうちの数葉を、富田芳郎教授が詳しく転写所蔵されていた。それを借用できたことは感謝にたえない。

阿刀田論文に添付の大版古地図

一、奥州仙台城絵図（正保二、三年製作）

- 二、仙台御城下絵図（寛文四年製作）
- 三、仙台城下絵図（寛文九〇十一年製作）
- 四、仙台城下大絵図（延宝六〇八年製作）
- 五、仙台藩治絵図（延宝六〇八年製作）
- 六、奥州仙台城并城下絵図（天和二年製作）
- 七、仙台御城下御絵図（天和二年製作）
- 八、仙台城下絵図（元禄〇享保製作）
- 九、仙台地図（安永元〇七年製作）
- 一〇、仙台城下絵図（天明〇寛政製作）
- 一一、仙台城下絵図（文化九〇十四年製作）
- 一二、仙台城下絵図（文政三年製作）
- 一三、安政補正改革仙府絵図
- 一四、奥州仙台城絵図（正保二、三年製作）
- 一五、仙台城下絵図（寛文八、九年製作）
- 一六、仙台城下大絵図（延宝六〇八年製作）
- 一七、安政補正改革仙府絵図

阿刀田論文には右十七葉以外に、図名のみが、別に八葉掲げられている。

三、仙台市街の形成——古地図からの検討——

さきに見たように、仙台の旧市街区は、路線式形態、それも交差路線式（縦横路線式）の町割形態をとる。その町割形態は伊達氏の経営による城下町を原型とするものである。しかして、城下町の構成はほぼ延宝頃までに果され

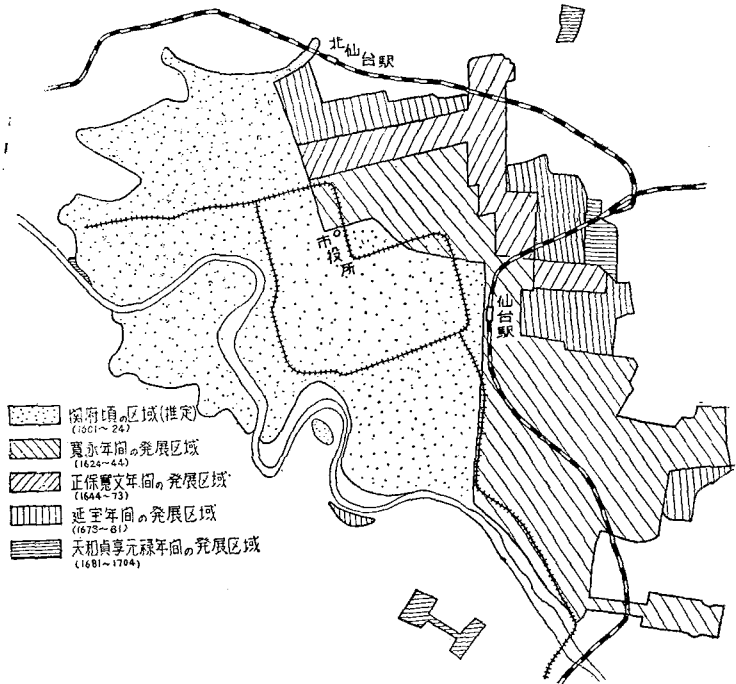


図 2 仙台城下町の発展 仙台市史 1

たと解される。(仙台市史 3—三七七頁)否、交差路線式の基本形は、より早く出来上ったと見るべきであり、「慶長十五年の頃には、仙台城下もその創設計画の実施を概ね完了した」(仙台市史 1—五七頁)。したがって江戸時代のおびただし古地図のうちで、たとえば、正保年間のもの、並びに安政年間のものなど教葉を点検するだけでも、仙台市街の形成次第と、その町割形態の特徴が把握できるのである。

仙台の起源については仙台市史もよく説明しているが、阿刀田論文は「仙台はささやかな村落から自然発生的に発展して大なる都会となった市街ではなかった。慶長六年に伊達政宗によってその城下町として人工的に建設された。すなはち当時の言葉で

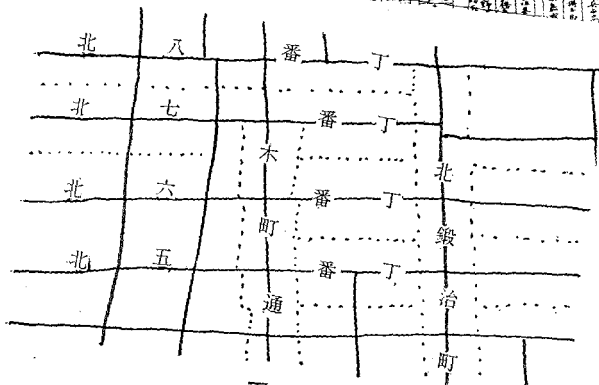
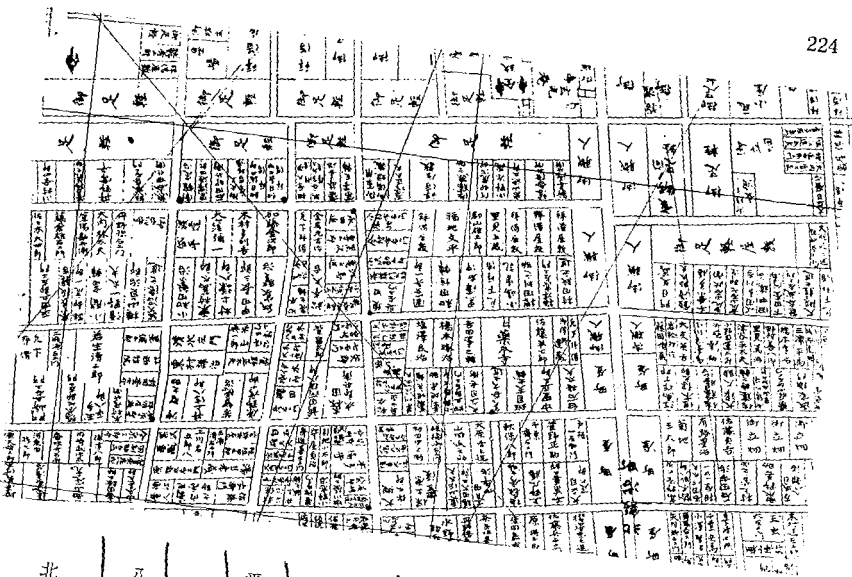


図3 上 丁(侍屋敷北五番丁~八番丁)と町(町人の町 北鍛冶町・木町通) 安政三年一同六年間 安政補正改革仙府 絵図 仙台市史所収

下 同上の区域の町(丁)名

言ふならば「取立」てられた市街地であった。……後の仙台市街地の大部分は当時は谷地ふけ田等湿地の連続であった。……政宗は岩出山在任の士民一同に慶長六年二月朔日から五月五日までの間に残らず仙台に引移るべき事を命じて居る。是は都市計画が出来上って新城下の屋敷割が定つた事を物語るものであらう。」(阿刀田論文(二)(一八頁))

市街地の範囲は「寛永の終りには正保の絵図に現はれてゐる様な仙台市街にまで発展した」(阿刀田 三一頁)「延宝頃までには市街の拡張が完



写真1 町と丁 左は北鍛冶町の商業町（1旧町人町）右は北七番丁の住宅地（旧侍屋敷） 撮影地点通町4番地

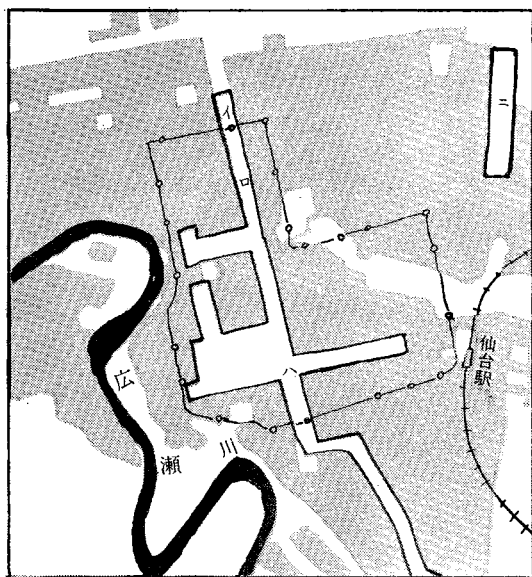
写真2 侍屋敷の遺構 北七番町47番地

成された」（仙台市史 3—三七七頁）と見てよからう。

城下町の区域は、延宝頃までにその概形ができたにしても、さらに細部について比較検討すれば、東南方への発展、東方あるいは東北方への拡張の事実を見逃がすわけにはいかない。そのことは阿刀田論文添付の、時代を異にする十数葉の詳細な古地図の比較によって十分明らかにすることができ。図2は主要な古地図の重ね合わせによって得られた結果である。

四、町と丁——交差路線式町割

仙台には二日町、北鍛冶町のように町と、北四番丁のように丁と名づけるところがある。それについて仙台市史



- | | | | |
|---|--------|---|------|
| □ | 町屋敷 | イ | 北鍛冶町 |
| ■ | 侍屋敷 | ロ | 二日町 |
| ○ | 市電と停留所 | ハ | 大町 |
| | | ニ | 宮町 |

図 5 仙台城下町の町屋敷と侍屋敷

(仙台市史 1 より作製)

は、仙台の町名の原則の二として「仙台では侍屋敷のある町を町と呼び、足輕、町民のいる町を町と呼んだ」としている(仙台市史 3—三九二頁)。

ここですこぶる興味の持たれるのは、丁と名づけられた町の部分が、町と名づけられた部分で分断されているという点である。さきにもふれたように、北一番丁から北七番丁は、それぞれ東西に長い帯状町であるが、これを南北に横断する一条の帯状町(北鍛冶町・二日町)で両断されている。いいかえれば、侍屋敷の

帯状町は、町人の町で両断されているのである。かくして北一番丁と七番丁の並列路線式の町が、北鍛冶町・二日町の別の路線式町と交差し、ここに交差路線式町割を現出している。かつその場合、町人の町並(町)が連続し、侍屋敷の町並(丁)が分断されているのである。

このことは今日にも影響を及ぼしている。すなわちかつての町人の町並はそのまま繁華な商店街であり、侍屋敷の多くは住宅街である。

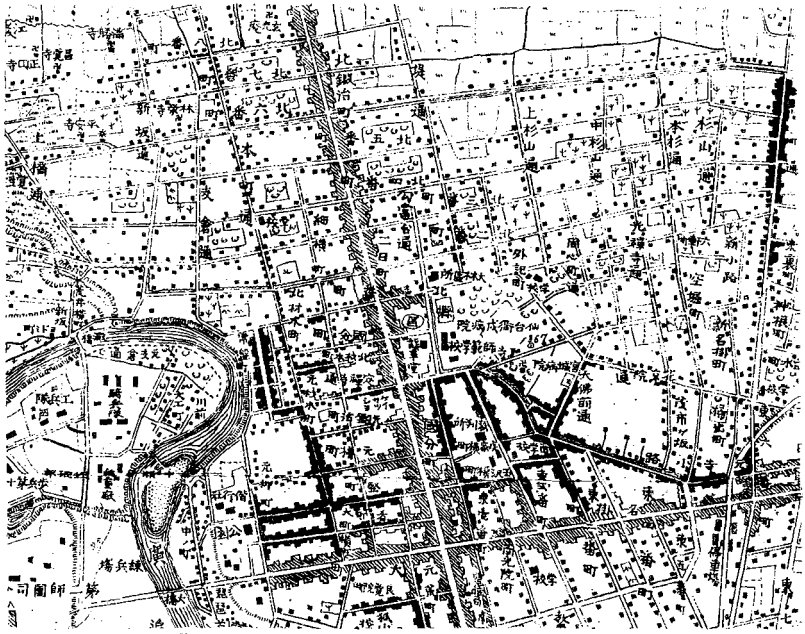


図 5 明治中期の仙台市街 明治24年測量図の縮図
(範囲は図1とほぼ同じ)

仙台市史は以上のことについても明確に表現している。すなわち「町はその屋敷並を分断せられずに連続するのが常であり、丁は町と交叉する場合には屋敷並を断たれる」というのである。(仙台市史 1—四八二頁)

交差路線式町割は、北二番丁と北七番丁の並列路線式町割と木町通の路線式町割が直交することによってもあらわれている。そのためにさきにもふれたように、北一番丁と北七番丁の町割は、南北方向をとる二つの町割との交差によって、ほぼ三つずつに分断される結果となっている。

仙台市において交差路線式町割を示すもう一つの地域がある。それは現在の仙台駅と広瀬川との間にはば南北方向に並列する東一番丁と東四番丁の並列路線式町割が、これらとほぼ直交する大町(一丁目と五丁目)から新伝馬町につらなる路線式町割とによって現出されている部分である。こ

の部分では大町・新伝馬町の路線は城下町のメインストリートであり、繁華をほこった町人町であった。今日もそこには多くの銀行・会社・商社・デパートなどがたち並んでいる。この場合でも大町・新伝馬町の町人町では町並が連続するのに反し、東一番丁と東四番丁の町並が分断されていることは、北鍛冶町・二日町と北一番丁と北七番丁の場合と規を一にしている。

明治二十四年測量、第二師団參謀部発行（昭和四十三年大日本測量株式会社複製）二万分一地形図（図5）によれば、城下町時代の町割形態が、ほぼそのまま明治中期に及んでいることが観取できる。仙台市街が交差路線式町割形態を示すことが、ほぼこの地形図からも把握できる。なお現行一万分の一地形図（国土地理院）と並用読図すれば、右のことが一そう明瞭である。

五、交差路線式町割と町内会

仙台市の旧市街区域には交差路線式町割がいくつも見出される。その一区域、北二番丁と北七番丁で、いずれの丁もほぼ三つずつの部分に分断されていることについてはすでにみたところである。そして交差路線式に基づく町並の分断は、住民の日常生活にさまざまな影響を及ぼしている。しかし意外なほど、丁としての統一性を、今日まで保持しているのに驚ろかされる。

たとえば北七番丁は東西方向をとる一つの丁である。その東端と西端との距離は二、四〇〇メートルに及んでいる。丁は東部・中央部・西部の三つの部分に分断されており、そこに四つの町内会がある。注目すべきことは、その

うちの中央部の町並を占める町内会（協和会 二〇〇世帯）が、木町通を隔てた西部の町並の一部をその範囲に入れている点である。従つて西部の町内会は連続する町並の一部を中央部のために切離しているのである。北七番丁は町内会活動で見る限り、一つの統一性を持った丁としての存在を保つていえる。町並そのものは木町通、並びに通町・北鍛冶町の二条の町で三つに分断されていても、丁名の示す統一性は生きている。同じことは北六番丁についてもいい得る。南北方向の二列の路線がそれぞれ、商店街としての統一性を強く保つての上に、これらと直交する東西方向の丁が、いづれも生活の統一体としての一面を残していること、これこそ交差路線式町割の面目と解してよかるう。各町内会のことは昭和四十三年四月二十八日、北七番丁一一〇番地在住の齋藤正次郎氏を訪問して御教示を得たものである。齋藤氏は仙台市役所の統計係長で、協和会の会長職をとられている。なお仙台市には現在計約六〇〇の町内会があつて、それぞれの使命を果している。

六、路線式町割区域における町界

一般に町の範囲なるものが、いつ、かつどのようにして決定されたかという点については、筆者には詳かでない。しかし仙台では「旧藩時代にも不明確ながら謂わば町界が存在し、これがそのまま（明治以後において）明確に規定されるに至つたものと考えられる」（仙台市史 1—四八四頁）「仙台市街の町並は、明治初年当時におけるこのような町・丁・通相互間における屋敷並にそのまま則つて決定せられた」（仙台市史 1—四八二頁）のである。

これをさらに詳しくいえば「町界の決定は、まさに屋敷の並び方、向き方によつてなされた」（仙台市史 1—四八二頁）のである。すなわちA道路をはさんで屋敷が向かい合つていれば、その部分がA町（丁）となる。A道路に

平行する道路に同様の向きの屋敷があれば、そこはB町(丁)となる。A・B両町(丁)の境界は、A道路に向つて並ぶ屋敷列と、B道路に向つて並ぶ屋敷列とが背中合わせにつくる一線である。この一線は、現地で調べて見ると、板壁やコンクリート壁などが設けられていて、判然とした部分もあるが、それらしいものがないもなく、町界らしからぬ部分もある。図3からも以上のことが観取される。いずれの場合にも、住民はこの一線を境として別の町(丁)であることをじゅうぶんに意識し、それによつて日常生活が強く規制されていることは想像以上である。現在ならば、町内会が別々であることはもちろん、その他万般の日常生活に作用している。小学校の通学区域が、この一線で異なつたりもする。

ところで、路線式の町(丁)では、長さは極端に長くなる。さきに見たように、北七番丁では、その両端の距離が二、四〇〇メートル、北六番丁では二、八〇〇メートルにも達している。このような長さを持ちながら、町の幅は、一条の道路に向き合う部分に過ぎないから、狭いものとならざるを得ない。しかし町(丁)幅については、多小の吟味が必要のように思われる。一応考えられるのは屋敷の奥行の二倍プラス道路幅ということになる。かりに百坪程度の屋敷が道路にそつてつらなるとし、その屋敷が正方形とすれば奥行が十間ということになる。道路幅を五間と仮定すれば、町の幅は二十五間程度の筈である。

しかし実際の町(丁)幅はどうであろうか。実際の町(丁)の幅はもっと広い。北五番丁では九十間、北七番丁で七十間であり、この程度の数字は、北一番丁から北七番丁のいずれの丁にもほぼ当てはまる。またそれらの丁に直交する商店街である通町・北鍛冶町の町ではやや狭いが、それでも六十間の幅がある。道幅はいずれも五間をあまり出

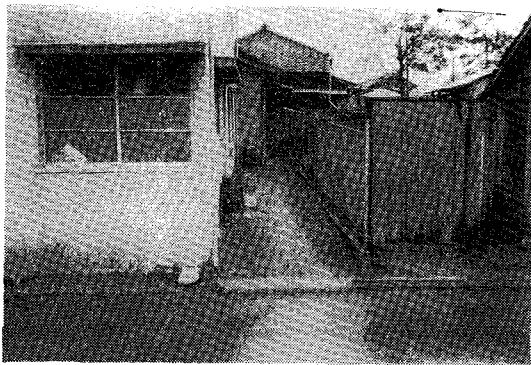


写真 3 露地の入口と奥の家 北七番丁



写真 4 露地の奥に並ぶ数戸の世帯
通町52番付近

い。いずれ別の機会に述べたいと思う京都の中区、上京区の町についても同様のことがいえそうである。

ないから、片側の屋敷の奥行は短くてもそれぞれ二十七間程度、広い町幅を持つ町（丁）では四十間をこえていることになる。いずれにしても奥行の長い屋敷がでさるわけである。間口にくらべて奥行が長いのは、できるだけ街道に面したいとする街村や、商店街の常であり、住民の知慧であり、それは仙台だけの特色ではもちろんない。

道路からの奥行が三十間、あるいは四十間にもなると、ある場合には道路（本道）から露地を通じ、露地裏に別の世帯がおかれることにもなる。写真3は北七番丁とそこから入った露地の一つである。写真4は、通町の露地裏の家の一例である。本道から露地への入口は、写真5でうかがえるように、注意しさがさないと見失うほど細い。

このようにして本道沿いの家のほかに、さらに本道と露地と露地裏の家を加える工夫によって、町（丁）幅が極端な狭さから脱している例は仙台に限ら



写真 5 本道から露地への狭い入口 通町52番地付近

右にあげた仙台の市街地の、町（丁）幅の基準または起源についてはつぎの説明が参考になる。「侍屋敷では）大身侍屋敷の面積は広大で一万坪に近いものもあった。百貫文から八十貫文まで表（間口）四十間、裏（奥行）三十間の千二百坪……十貫文は表十二間、……裏三十間の三百六十坪、足軽屋敷は表七間裏二十五間百七十五坪と定められた。……職人屋敷は表六間、裏二十五間百五十坪の定……寛文五年の定では町家は表六間裏二十五間の百五十坪となっている。この単位を一軒屋敷と呼び、その半分を半軒屋敷と呼んでいる」（仙台市史 3―4―1―4頁）

ここで注意をひくのは、どんなに間口が狭くても、奥行は二十五間を下らない点である。これなら、道幅を五間として、町幅を五十五間（一〇〇メートル）以上に保てるわけである。路線式町割を採る用するための当時の城下町計画者の知恵だったのである。そして露地並びに露地裏住居は、この町幅に対応したものであろう。

七、路線式町割区域における住居表示の変更事業

路線式町割区域の功罪についてはすでに別稿に述べたとおりである。（拙稿 町界と住居表示地図——概報——

地図 六卷 二号 (一九六八年) 仙台の場合も例外ではない。ただし一般的にいつて、いずれの都市でも最近までは専ら路線式ではその功の多くが現われていたのである。これに反し、自動車交通の激増と、広い敷地を求める大型建物の激増傾向に対応し、最近に入っては路線式の欠点がクローズアップされてきたのである。換言すれば、路線式の欠点は、まず大都市の都心部にあらわれ、順次周辺地帯並びに地方都市に及んでゆく筈である。

したがって、路線式町割の功罪は、個々の都市地域を時間の変化のうちで検討する形で果すほかはない。東京二十三区には、渋谷駅付近の小地域を除き、今日路線式町割はほとんどない。かつて存在した日本橋その他の下町の路線式町割は、関東大地震を契機にほとんど姿を消した。これに対して大阪市の都心地域には今日の時点でも、多くの路線式町割がそのまま残存しているだけでなく、もはやその欠点が頂点に達していると思われる。京都市には上京区・中京区などに独特の路線式町割が見られるが、ここでは改変運動が殆んど起っていない。(以上 拙稿 住居表示の案内図 地理 十二卷 九号 一九六七年)

では仙台は現時点で、路線式町割を改変する必要があるであろうか。この点について、筆者が二、三の町で聴取したところでは、改変への積極論はなかった。市当局はどのように意識しているか。表現される言辞よりも、住居表示の変更事業成果こそ、その客観的な改変への返答であると解したい。住居表示の変更という事業は「町割は、その地域の特性に応じて街かく式又は結合式を採用するものとする」と(昭和三十七年度住居表示整備実施基準 自治省)の示すように、この事業は、つまるところ路線式町割を無くするのがねらいなのである。

仙台市域では、都心部を残存して僅かに周辺地域のみが、その改変事業を完了した。換言すれば、路線式の区域は北八番丁、北九番丁など、ごく小地域を除き、そっくり旧態をとどめているのである。

大阪・京都・名古屋など、住居表示の変更事業が進まない都市の多くが、路線式町割を持つことを考えると、仙台市街の内部地域で、この事業が進まない理由が十分うなずけるのである。